

紫川（豊後橋～貴船橋）河川改修計画検討業務に係る公募型プロポーザル  
参加資格要件について

【参加資格】

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年北九州市規則第 60 号）第 7 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されており、業務内容に「河川設計」及び「環境設計」が登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出締切日から見積り決定の日までの期間中に、北九州市（上下水道局及び交通局を含む。）から指名停止を受けていないこと。
- (4) 以下に示される同種業務について、平成 23 年度以降告示日までに元請として完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有する者であること。

同種業務：自然環境の保全や再生に配慮した河川改修計画を検討、策定した業務

※本業務は、次年度以降に予定している、貴重な生態系の保全に配慮した河川改修工事の詳細設計に反映することなどから、「河川整備基本方針」や「河川整備計画」の策定等の業務は、同種業務として扱わない。

- (5) 本業務に、それぞれ以下の条件について満たす者を配置できること。

① 治水に関する配置予定技術者

ア 下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門：建設—河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM

イ（４）の実績又は「河道計画（治水）」に関する業務実績を有する者。

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

② 環境に関する配置予定技術者

ア 下記のいずれかの資格を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門：環境—自然環境保全）
- ・技術士（環境部門：自然環境保全）
- ・技術士（建設部門：建設環境）

イ（４）の実績又は「自然環境の保全（再生）」に関する業務実績を有する者。

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

※ ①と②の配置予定技術者については兼任可とする。

- (6) 配置予定管理技術者の手持ち業務について、契約金額が4億円未満かつ業務件数が10件未満であること。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務。

**【参加資格の喪失】**

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。この場合、当該提案者に対し、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知する。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 説明書に違反した場合
- (5) その他公平な競争の妨げとなる行為及び事実があったと市が判断した場合